

陳情第 2号

平成27年 5月14日

川崎市議会議長 様

高津区

リニア新幹線を考える

東京・神奈川連絡会

ほか 2名

中央新幹線川崎環境保全事務所の設置をJR東海に求める陳情

陳情の要旨

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、中央新幹線（リニア新幹線）の工事実施計画（その1）の着工認可に当たり、中原区上丸子の東海道新幹線高架下に神奈川工事事務所川崎分室を設置することを明らかにしました。市長や市民が求めていたのは、140万市民の疑問や不安に対応するための独立した環境保全事務所であり、常駐者もない上、専用電話も明らかにしない小規模の工事事務所の開設は明らかに約束違反です。

平成26年11月11日、中原区で行われたJR東海による中央新幹線事業説明会の冒頭、市まちづくり局交通政策室のリニア担当者から、「神奈川工事事務所の川崎分室は常駐職員がおらず、電話番号も無い。異常な対応だ」という発言がありました。以下、陳情です。

JR東海が、市民のアクセスに便利な南武線武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、又は小田急線新百合ヶ丘駅前に、市民に開かれた環境保全事務所を設けるよう、市議会の御尽力をお願いします。

陳情の理由

- 1 JR東海は、市内で行われた中央新幹線環境影響評価準備書説明会で、参加市民の質問に対し、市民の問合せや要望に応えるため、市内にその窓口と

なる事務所を開設すると明言しました。また、平成26年2月に出された中央新幹線環境影響評価準備書に対する川崎市環境影響評価審議会審査結果（市長意見に反映）は「関係住民の問合せ窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図ること」としていました。以上のように市は明確に環境保全事務所の早期設置を明確に求めていました。

- 2 しかしながら、JR東海が平成26年4月に提出した中央新幹線環境影響評価補正書（川崎市）で、「工事の実施にあたっては、地元の皆様からの工事に関わるご意見等を直接お伺いする窓口を設置し、ご質問に対し丁寧に対応させて頂くことで、ご理解をさらに深めて頂けるよう努めて参ります。川崎市内の窓口については、工事実施計画の認可の時期に合わせて、設置したいと考えます」との曖昧な見解を示しています。始めから工事事務所としての小規模な窓口の設置しか考えていなかったとしか思えません。
- 3 もとより、工事事務所は大規模で長期間の工事が行われる市内5か所の非常口に隣接して設置すべきものであり、今回の小規模な窓口は工事事務所としての役割も果たせないと考えます。故に、今回設置された窓口は大規模事業による深刻な影響を被る市や市民の要望や期待を裏切る重大な約束違反です。
- 4 神奈川環境保全事務所（相模原）でのJR東海の対応は、問合せ訪問者の切実な要望に応えるものではありません。訪問者の人数も3人に限定され、また文書での回答も拒否しています。市内の準備書説明会では、市民から「椅子は寄贈するから人数を増やしてほしい」との意見が出たほどです。
- 5 JR東海には、市や市民の声を理解し、リニア計画を柔軟に改善する姿勢が全く感じられません。今回の「神奈川工事事務所川崎分室」設置はその象徴であると言えます。